

定 款

一般社団法人企業価値向上支援協会

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人企業価値向上支援協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、企業価値向上により社業繁栄を目指す企業に対し、相互扶助や共同購買、コンサルティング活動を通じて、会員企業ならびにその企業に所属する役職員の継続的な繁栄を支援することを目的に、次の事業を行う。

- 1 事業運営する上で必要となる情報の提供
- 2 資材・備品の共同購入
- 3 求人・採用活動と労働者派遣業務
- 4 事業運営する上で必要となる教育活動
- 5 事務代行に関する事業
- 6 福利厚生に関する事業
- 7 会員企業の事業に関する調査・研究事業
- 8 前各号に掲げる事業に附帯する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 構成員

(法人の構成員)

第5条 当法人の構成員は社員および会員とし、社員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

2 この法人の会員は次の通りとする。

1 正会員 当法人の趣旨に賛同し、理事の承認を得て、別に定める会費負担に同意し、入会した者

2 賛助会員 当法人の目的を賛助するため、理事の承認を得て、別に定める会費負担に同意し、入会した者

3 特別会員 正会員・賛助会員に所属する役員・従業員

(会員の資格の取得)

第6条 正会員として入会しようとする者は、別に定める正会員入会申込書を理事に提出し、理事の承認を得なければならない。

2 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める賛助会員入会申込書を理事に提出し、理事の承認を得なければならない。

(任意退社)

第7条 社員・正会員・賛助会員は、別に定める退会申請書を理事に提出することで、いつでも退社することができる。

2 特別会員は、所属する正会員・賛助会員が当法人を退会したとき、もしくは正会員・賛助会員の役員・従業員でなくなった時点で退会したものとする。

(除名)

第8条 当法人の構成員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該構成員を除名することができる。

1 本定款その他規則に違反したとき

2 当法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為を行ったとき

3 2事業年度にわたり会費の支払い義務を怠ったとき

4 その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員・正会員・賛助会員の資格喪失)

第9条 前2条のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員・正会員・賛助会員はその資格を喪失する。

- 1 成年被後見人または被保佐人になったとき
- 2 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき

(社員・正会員・賛助会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第10条 社員・正会員・賛助会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員・正会員・賛助会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務・責務は免れないものとする。

2 当法人は、社員・正会員・賛助会員がその資格を喪失しても、既納の会費類の拠出金品は返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年1月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

- 2 社員総会は次の事項について決議する
 - 1 構成員の除名
 - 2 理事の選任または解任
 - 3 理事の報酬等の額
 - 4 計算書類等の承認
 - 5 定款の変更
 - 6 解散及び残余財産の処分

- 7 その他社員総会で決議するものとして法令で定められた事項及び当法人の組織運営その他当法人に関する一切の事項

第4章 役員

(員数)

第12条 当法人に理事1名以上を置く。

(選任)

第13条 理事は社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務および権限)

第15条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第16条 理事は社員総会において、総社員の議決権の半数以上の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第17条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第18条 当法人の事業年度は、毎年12月1日から11月30日までの年1期とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第19条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年11月30日までとする。